

事務連絡
令和8年3月26日

各都道府県 旧優生保護法補償金等担当課 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の個別通知に係る留意点等に関するQ & Aについて

平素より、母子保健行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

都道府県が、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号。以下「法」という。）第24条第1項に基づき、既に支給対象者を把握している場合に、補償金等の支給対象になりうる旨を当該支給対象者に個別に通知する（以下「個別通知」という。）際の留意点については、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の個別通知に係る留意点等について」（令和7年1月14日付けこ成母発第21-1号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）（以下「通知」という。）により通知しました。

今般、通知に係るQ & Aを作成しましたので、個別通知の取組に当たって留意頂くようお願いいたします。

特に「旧優生保護法に基づく優生手術等及び人工妊娠中絶等に関する個人記録の調査および請求の勧奨について（依頼）」（令和8年3月26日付けこ成母第324号こども家庭庁成育局母子保健課長等通知）のとおり、各都道府県におかれては、旧優生保護法に基づく優生手術等及び人工妊娠中絶等に関する個人記録について、過去に補償金等を認定した被害者が入院していた医療機関又は入所していた福祉施設について、所管の医療機関及び福祉施設に対する調査並びに補償金等の支給対象となり得る方に対する補償金等の請求の勧奨に御協力頂くよう通知しましたので、当取組の際には留意頂くようお願いいたします。

【参考資料】

- ・「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の個別通知に係る留意点等について」（令和7年1月14日付けこ成母発第21-1号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）
- ・「旧優生保護法に基づく優生手術等及び人工妊娠中絶等に関する個人記録の調査および請求の勧奨について（依頼）」（令和8年3月26日付けこ成母第324号こども家庭庁成育局母子保健課長等通知）

【照会先】

こども家庭庁成育局母子保健課

（旧優生保護法補償金等支給業務室）

電話：03-6862-0565（係直通）

別添

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の個別通知に係る留意点等に関するQ & A

Q 都道府県職員が医療機関等の保有する補償金等の支給対象となり得る者かどうか整理されていない記録（カルテ等）も含んだ資料一式の中から、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給対象となり得る者（以下「対象者」という。）の情報を個別通知に必要な限度で抽出（写し等を取ること等）するといった対応は可能か。

A まず、都道府県が法第24条第1項に基づき個別通知の実施をするに当たり、当該事務の遂行に支障が生じないよう、正確な情報に基づきその実施の検討を行うため対象者の情報を網羅的に把握する必要があり、そのために必要な限度において、対象者の個人データを保有する医療機関や民間の福祉施設等又は国立又は都道府県立の福祉施設その他の国又は地方公共団体の機関（以下「関係機関」という）から当該都道府県に個人データを提供する場合については、「通知」において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）上の整理を示しているところ。

そして、都道府県が法第24条第1項に基づき個別通知の実施をするに当たり、当該事務の遂行に支障が生じないよう、正確な情報に基づき個別通知の対象であるかの精査を含めて、その実施の検討を行うためには、対象者でない可能性を示唆する情報を含め、網羅的に情報を把握している必要がある。

そのため、都道府県職員が医療機関等の保有する補償金等の支給対象となり得る者かどうか整理されていない記録（カルテ等）も含んだ資料一式の中から、対象者の情報を個別通知に必要な限度で抽出（写し等を取ること等）する作業は正確な情報に基づきその実施の検討を行うための作業であり、必要な限度において可能な対応であると考えられる。

なお、都道府県が法第24条第1項に基づき個別通知の実施をするに当たり、都道府県が対象者の個人データを保有する関係機関に強制的に立入調査を行う権限を有するとは解されないことから、上記の対応の際には、医療機関や民間の福祉施設等の了解を得ることが必要だと考える。